

広島県告示第六百三十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第七項の規定によつて、平成十八年広島県告示第九百十四号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十八年十一月一日から施行する。

平成二十八年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 更新する鳥獣保護区

極楽寺山鳥獣保護区、もみのき森林公園鳥獣保護区、恐羅漢山鳥獣保護区、苅尾鳥獣保護区、グリーンピアせとうち鳥獣保護区、郡山鳥獣保護区及び比婆山鳥獣保護区

二 一のうち区域を縮小して更新する鳥獣保護区

郡山鳥獣保護区

安芸高田市吉田町地内の江の川上流森林計画区安芸高田市（吉田）八林班、九林班及び五〇林班のうち、広島県自然環境保全条例による郡山緑地環境保全地域の区域

三 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 極楽寺鳥獣保護区

廿日市市原字長谷三六八番地及び字牛池山五三一番地から五三三番地までの区域並びに極楽寺境内の区域

2 もみのき森林公園鳥獣保護区

廿日市市吉和地内のもみのき森林公園の区域

3 恐羅漢山鳥獣保護区

山県郡安芸太田町地内の太田川森林計画区安芸太田町（戸河内）六六林班から七六林班及び横川国有林二八八林班、二八九林班の区域

4 苅尾鳥獣保護区

山県郡北広島町地内の太田川森林計画区北広島町（芸北）九林班、八三林班から八七林班及び苅尾官行造林地一林班い小班、ろ小班の区域

5 グリーンピアせとうち鳥獣保護区

呉市安浦町地内の塩谷海岸と一般県道川尻安浦線との交点を起点として、同所から同一般県道を北東に進み、市道日の浦二号線との交点に至る線より東に位置する陸域の区域

域

6 比婆山鳥獣保護区

庄原市西城町地内の一般県道比婆山県民の森線と大規模林道栗倉・木屋原線との交点を起点として、同所から同林道を南方に進み、一般県道比婆山公園森脇線との交点に至り、同所から同県道を北西方に進み、一般県道比婆山公園森脇線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、更に西方に進み、市道吾妻山線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、広島県と島根県の行政界との交点に至り、同所から同行政界を東方に進み、庄原市西城町

三
存続期間

地内の県有地界との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、一般県道比婆山県民の森線との交点に至り、同所から同県道を南東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで